

平成 28 年 12 月 15 日

指定介護予防訪問介護事業所 様
指定介護予防通所介護事業所 様

阿賀野市長

新しい介護予防・日常生活支援総合事業移行に

伴うサービス名称の変更等について

日頃より、市高齢福祉行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

市では、平成 29 年 4 月から新しい介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という。）を開始いたします。これに伴い、介護予防サービスの名称が変更することから、各法人の定款、及び各事業所の運営規定等の変更が必要となりますので、下記のとおりお知らせします。

記

1 介護保険法改正によるサービス名称の変更

- ・介護予防訪問介護 ⇒ 第 1 号訪問事業
- ・介護予防通所介護 ⇒ 第 1 号通所事業

※第 1 号訪問事業には、緩和した基準によるサービス（訪問型サービス A）も含まれる。

2 留意事項

- (ア) 平成 29 年度においては、総合事業移行年度となるため、介護予防訪問・通所介護と総合事業とが並存するため、平成 30 年 3 月 31 日までは、「介護予防訪問介護」、または「介護予防通所介護」の記載を削除しないようご注意ください。
- (イ) 社会福祉法人等はそれぞれを所管する部署へ確認が必要です。

以上

お問い合わせ
阿賀野市民生部高齢福祉課
地域包括支援センター阿賀野
電話：0250-67-3945